

参加者募集

第11回 ファイヤーフェスティバル

消防・救急・救助を実際に体験し、
消防職員と触れ合いながら防災を学ぼう！

【日時】8月21日(日)10:00～13:00
 【場所】東部消防組合消防署構内(与那原中央病院向かい)
 【対象者】西原・与那原・南風原町内の小学生と親子
 【実験項目】①放水体験 ②はしご車乗車体験 ③救助体験
 ④濃煙体験 ⑤救急法体験 ⑥消火器体験
 【申込・問合せ】東部消防本部総務課 ☎945-2200
 【受付期間】7月25日～8月12日(土日・祝日を除く)



愛の贈り物

暖かい心遣い深く感謝申し上げます。

<西原町人材育成会への寄附>

- ・東洋コンクリート(株)(代表取締役新垣一明)より20万円
 - ・美厚造園土木(代表者宜野座康弘)より10万円
 - ・西原町電設会(塩川實隆会長)より20万円
 - ・(株)濱設計(代表取締役濱川満秀)より10万円
 - ・西原町管工事協同組合(呉屋信秀理事長)より10万円
 - ・西原町建設協力会(宮里佳斉会長)より20万円
- 寄せられた善意は町人材育成会の諸事業に活用します

<障害児保育事業への寄附>

- ・小波津進(字翁長)様より子ども手当受給分156,000円(平成22年4月～23年3月)を寄附。寄せられた善意は西原町の障害児保育事業に活用します。

<ふるさと納税の寄附>

事業種類「都市基盤等、住環境整備のための事業」

- ・稲福清孝(石垣市)様より5,000円
- ・知念盛安(浦添市)様より5,000円
- ・平良興二(浦添市)様より5,000円
- ・識名雅和(宜野湾市)様より5,000円

の寄附がありました。「都市基盤等、住環境整備のための事業」に活用します。



年金についてのお知らせ

23年度一般免除・若年者納付猶予 受付開始!



国民年金保険料を納めることが困難な方のために、申請に応じて保険料の全額または一部が免除される制度や、30歳未満の方のために保険料の納付を猶予する若年者納付猶予制度があります。保険料を未納のままにしておくと「もしも」のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。また、免除された期間は将来の老齢基礎年金を受け取るのに必要な受給資格期間に算入されますので、(受け取る年金額は一部減額されます)納めることが困難な場合は、申請をしましょう。

※保険料一部免除の場合は、減額後の保険料の納付が必要です。納め忘れると未納扱いとなります。(平成23年度の保険料は、月額15,020円ですので、1/4免除該当の場合は月額が11,270円となります。)

持
つ
て
く
る
も
の

- 1 年金手帳
- 2 印鑑
- 3 失業の場合は、雇用保険受給資格者証または離職票の写し(公的機関が発行したもの)
- 4 平成23年1月2日以降転入の場合、平成23年度の所得証明書
- 5 代理申請の場合は、委任状(同一世帯でない場合)及び代理人の身分証明書(免許証、健康保険証等)

※平成22年度(H22.7～H23.6)の一般免除・若年者納付猶予の受付期限は、平成23年7月29日までです。まだ申請をされていない方は、早めに手続きをしてください。

◆7月は障害基礎年金定時届の提出月です◆

障害基礎年金の受給者で、年金コード(ご自身の年金証書で確認できます)が2650と6350の方は、所得制限が設けられています。所得確認のために、7月上旬に【受給権者所得状況届】が送付されますので、**7月29日までに**福祉部福祉課国民年金係に提出するようお願いいたします。提出が遅れた場合、年金の支給が停止になることもありますのでご注意ください。

※平成23年1月2日以降に転入された方は、平成23年度の所得証明書も必要です。

福祉部福祉課国民年金係 ☎945-5311(内線121)